

第5章 今後のあり方及び課題等への対応について

本調査は、第1章で記述したとおり、DVに悩む男性からの相談にどのように対応すべきか、対応に当たってどのような点が課題となるのかを調査し、今後施策を実施する際の参考資料とする目的としている。

本章では、前章までの調査結果から、本県における今後の男性DV相談のあり方について述べるとともに、課題に対する対応の方向性について整理する。

1 男性DV相談に関するあり方について

(1) 本県の男性DV被害者相談のあり方について

本県の男性DV被害者相談の件数は増加傾向にあるが、市町村単位では件数が少ないとこと、個々の市町村では相談員の確保が困難なこと、また、広域的な避難が必要なケースがあることから、当面県が、未実施の市町村分を含め、男性DV被害者相談を実施することが適当と考えられる。

ア 電話相談について

(ア) 開設曜日・開設時間

男性被害者は、DV加害者と共に過ごす時間帯には電話ができないことが想定されるため、開設曜日は、通常多くの男性が勤務中であると想定される平日で、時間帯は、勤務始業時から残業時間を含む時間帯であることが適当と考えられる。

(イ) 相談員の適性・性別、相談体制

調査結果にあるように、相談員の適性については、相談経験者であり、かつ相談者の状況により、より専門的な対応という観点から、臨床心理士、精神保健福祉士、カウンセラー、弁護士等の資格があることが望ましい。

また、相談員の性別は、話しやすさ、心情に対する理解、助言の受け入れやすさの観点から、男性（同性）であることが望ましい。

さらに、相談体制については、相談者が感情的になるような場合もあることから、相談員が冷静かつ適切な相談を行えるよう複数で対応し、別の相談員が状況によりメモを渡すなど、フォローできる体制が望ましい。

イ 面接相談について

(ア) 開設曜日・開設時間

電話相談と同様に、男性被害者は、DV加害者と共に過ごす時間帯は外出しづらいことが想定されるため、開設曜日は、配偶者等が疑惑を抱かず、外出しやすい平日で、時間帯は、面接する時間が取れる勤務残業時間帯であることが適当と考えられる。

(イ) 面接場所

面接場所については、女性相談者と男性相談者が鉢合わせすることのないように別の場所で行う必要がある。

なお、そのような対応ができない場合は、男性と鉢合わせをするのではないかという女性相談者の心理的負担を少なくし、また、男性加害者が被害者になりすまして的重大事故につながることを避けるため、少なくとも女性相談と男性相談の開催日や開催時間を見る必要がある。

(ウ) 相談員の適性・性別、相談体制

面接相談の相談員の適性については、電話相談と同様、相談経験者でかつ、より専門的な対応という観点から、臨床心理士、精神保健福祉士、カウンセラー、弁護士等の資格があることが望ましい。

相談員の性別は、「同性の方が話しやすい」等の電話相談における理由に加え、被害者になりすまして加害者が面接相談に来所するおそれがあること、相談者によっては感情的になるような場合も想定されることから、男性が望ましい。

相談体制は、面接相談は密室での対応となるため、相談員の安全確保の面から、上記の理由（加害者の来所、感情的になる相談者など）から二人体制が望ましい。

(2) 本県の男性DV加害者相談のあり方について

ア 県における相談窓口の設置

県の2箇所の配偶者暴力相談支援センターが受け付けた男性加害者等からの相談が一定の件数あり、また、ヒアリングを行った相談実施機関では、相談件数の7割が加害行為をした男性からの相談であったことから、加害者からの相談の需要は一定程度あることが想定される。

また、DV被害者は女性が多い現状から、暴力被害の未然防止の一環として、男性加害者を含むDVに悩む男性のために、相談窓口を設置することが有効であるが、個々の市町村では相談員の確保が困難なことなどから、当面、県が男性加害者の相談を行うことが適当である。

イ 相談方法

本県では、平成26年11月から、DV加害者を含めた「DVに悩む男性のための相談窓口」を開設し、電話相談を実施している。

一方、47都道府県で男性加害者相談窓口があるのは12都道府県であり、そのすべてが電話相談を実施しているが、面接相談を実施している都道府県は8都道府県であるという状況の中で、本県においても、電話による相談事例を収集、検証し、面接相談の対応方法を確立することや、相談者のニーズを把握した上で面接相談の体制を整えることが望ましいことから、当面は電話相談にて対応することとし、今後は、面接による相談について速やかに検討することが適当と考えられる。

ウ 開設曜日・開設時間

被害者電話相談と同様に、開設曜日は、通常、多くの男性が勤務することが想定される平日で、時間帯は残業時間を含む勤務時間が適当と考えられる。

エ 相談員の適性・性別、相談体制

加害者相談における相談員の適性については、被害者相談と同様、相談経験者でかつ、臨床心理士、精神保健福祉士、カウンセラー、弁護士等の資格があることが望ましい。

相談員の性別は、同性の方が話しやすい等被害者相談と同様の理由から男性（同性）が望ましい。

相談体制についても、被害者相談と同様、相談者が感情的になるような場合もあることから、相談員が冷静かつ適切な相談を行うために複数で対応し、別の相談員が状況によりメモを渡すなどフォローできる体制が望ましい。

2 男性DV相談等に関する課題・留意点とその対応

今回の調査から、男性DV対策や相談について、「DV防止のための周知及び啓発」「男性被害者用一時保護施設」「加害者更生」等の必要性が、また、相談員に関してはその安全確保とメンタルケアの重要性が確認された。

これらの対策・対応についての検討結果は、以下のとおりである。

(1) DV防止のための周知及び啓発

DV被害者の大多数が女性であることから、DVを未然に防ぐために、配偶者等に暴力を振るう危険があるとの自覚がある人に対して、男性が相談できるDV相談窓口があることを十分周知する必要がある。また、「加害者」の自覚がない男性に対しては、DVとは何か、何がDVとなるのかを周知する必要があり、このような人々を相談に結びつけるために、相談窓口の存在をインターネット、県・市町村の広報紙などに繰り返し掲載し、広報することが求められる。

また、若い時期から成長段階に応じて、「何が暴力に当たるか」「決して暴力を行ってはいけない」ことなどを、教育現場を通じて啓発していくことが重要である。

(2) 男性被害者用一時保護施設

男性のDV被害者の支援方法として、「男性が利用できる一時保護施設がない」という意見があるが、事案によって、DVによる被害が生命の危険を含め重大な被害を引き起こす恐れがあるにもかかわらず自力で避難できない男性被害者のため、一時保護施設について検討する必要がある。

(3) 加害者更生

現状では、更生の意志があるにもかかわらず暴力行為に及んでしまう加害者からの要望に十分応えられていないことから、加害者相談において、相談員による効果的な支援・助言を行うことが必要であるが、そのうえで、相談者が暴力更生プログラムの受講を希望するようであれば、相談員がそうしたプログラムを行っている民間団体の情報提供を行うことが必要である。

なお、その際の留意点としては、プログラムの有効性が確認されていない現時点においては、相談者が当該プログラムは必ず効果が有る等の誤解を招かないために、情報は提供するが推奨するものではないことや、相談者の責任により受講料やプログラムの有効性について確認することを明確に伝える必要がある。各プログラムの有効性については、国レベルでの速やかな検証が必要である。

(4) 性的マイノリティへの対応

DV被害相談者が性的マイノリティの場合などもあるが、相談者が「性別は男性、意識は女性」又は「性別は女性、意識は男性」の場合に、男性、女性いずれの相談員の対応が適切かといったことや、支援の方法などについての検討が今後の課題として考えられる。

(5) 関係機関との連携

D V相談機関に対するヒアリングによると、D V相談とのことで保健所や児童相談所などから相談案件がD V相談機関に回って来ることがあるが、相談者の話をよく聞くと結局、元の保健所、児童相談所などで対応することがより適切な場合がある。

こうしたことから、相談の「たらいまわし」とならないように、定期的に事例研究や情報交換を行い、より一層関係機関と情報共有を図ることが必要である。

(6) 男性D V相談のノウハウの蓄積

本県では、性別を問わずD V被害者相談を平成14年度から実施し、平成26年11月からは、加害者を含めD Vに悩む男性からのD V相談を実施しているが、今後、これらで蓄積された相談内容について検証を行い、また、男性の加害者相談を行っている都道府県、市町村や民間団体との意見交換を行うことにより、相談者への対応等のノウハウを配偶者暴力相談支援センターで蓄積することや、加害者対策、さらにD V防止について検討を進める必要がある。

(7) 相談員の安全確保

面接相談では、加害者が被害者になりますまで面接場所に来ることや、相談者が感情的になり攻撃的になる可能性があることから、対応する相談員の安全を確保するため、面接相談の場合は必ず男性相談員が対応し、かつ複数対応とする。また、電話相談を含め、相談員の氏名や加害者相談の相談場所は秘匿とする必要がある。

(8) 相談員のメンタルケア

D V加害者の場合、加害行為に対する自己認識が薄く、暴言や主張を執拗に繰返し、さらに、配偶者等を追求する電話を長時間にわたりかけてくることがあることから、相談員は対応に苦慮するばかりでなく、精神的な負担も大きい。

こうしたことから、加害者相談を含めた男性D V相談では、冒頭で相談にかかる最長時間（例えば30分程度）を予め相談者に伝え、相談員の負担を軽減するとともに、より多くの人々の相談を行えるよう対応することが必要である。

また、相談者に対して適切な対応を図るため、相談員が事案を一人で抱える事がないように、日々必ず上司及び相談員間において情報交換を行うことと併せ、定期的に専門家から助言・指導を得る機会を設けることが望ましい。

